

(運営規程)

第33条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第39条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 主として入所させる障害児の障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他施設の運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保等)

第34条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しなければならない。ただし、入所している障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、従業者及び管理者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第35条 指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第36条 指定福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第37条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、その者の健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ、又は清しきしなければならない。

(協力医療機関等)

第38条 指定福祉型障害児入所施設は、入所している障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、その者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、特定の歯科医療機

関との間で、入所している障害児への歯科医療の提供に関し当該歯科医療機関の協力を得ることについて合意しておくよう努めなければならない。

(重要事項の掲示)

第39条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第1項の医療機関その他の利用申込者の施設の選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第40条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該障害児に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、やむを得ず障害児に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況、その理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(虐待等の禁止)

第41条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第42条 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、入所している障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う者として懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し障害児の福祉のために必要な措置を採るべきときは、身体的苦痛を与え、人格を辱めるなどその権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第43条 指定福祉型障害児入所施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、その従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者、障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第44条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所しようとする障害児が適切かつ円滑に入所することができるよう、当該指定福祉型障害児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設について広告をする場合は、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第45条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者、障害者総合支援法第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは障害福祉サービスを行う者等（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）

又はこれらの従業者に対し、これらの者が障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等又はこれらの従業者から、当該障害児相談支援事業者等を障害児又はその家族に紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第46条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した障害児又はその入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、提供した指定入所支援に係る苦情に関し、法第24条の15第1項の規定により知事が行う命令又はその職員による質問若しくは検査に応じ、及び知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、知事からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を知事に報告しなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第85条の規定により同法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第47条 指定福祉型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民等と協力し、その自発的な活動と連携することなどにより、地域との交流を図らなければならぬ。

(事故発生時の対応)

第48条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について、記録しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第49条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第50条 指定福祉型障害児入所施設は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供をした日から5年間保存しなければならない。

(1) 入所支援計画

(2) 第15条第1項に規定する指定入所支援の提供の記録

(3) 第31条の規定による都道府県への通知の記録

(4) 第40条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の障害児の心身の状況、その理由等の記録

(5) 第46条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(6) 第48条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

第3章 指定医療型障害児入所施設

(従業者)

第51条 指定医療型障害児入所施設には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる従業者

(2) 児童指導員及び保育士

(3) 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設には、当該各号に定める従業者を置かなければならない。

(1) 主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。次号において同じ。）を入所させる指定医療型障害児入所施設 心理指導を担当する職員

(2) 主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設 理学療法士又は作業療法士

(3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設であつて職業指導を行うもの 職業指導員

3 前2項に規定する従業者の員数の基準は、規則で定める。

4 前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合には、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができる。

5 指定医療型障害児入所施設の設置者が療養介護（障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護をいう。以下この項において同じ。）に係る指定障害福祉サービス事業者（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。）の指定を受け、かつ、当該指定医療型入所支援施設が指定入所支援及び療養介護を同一の施設において一體的に提供している場合にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第60号。次条第5項において「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）第45条に定める従業者に関する基準を満たすことをもって、前各項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備)

第52条 指定医療型障害児入所施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 医療法に規定する病院として必要とされる設備

(2) 訓練室

(3) 浴室

2 前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあっては、当該各号に定める設備を設けなければならない。ただし、義肢装具を製作する設備にあっては、他に適當な設備がある場合は、この限りでない。

(1) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 静養室

(2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 次に掲げる設備

ア 屋外訓練場

- イ ギブス室
- ウ 特殊手工芸等の作業の指導に必要な設備
- エ 義肢装具を製作する設備
- オ 浴室及び便所の手すり等の当該児童の身体の機能の不自由を助ける設備

- 3 前2項に定めるもののほか、指定医療型障害児入所施設の設備の基準は、規則で定める。
- 4 第1項及び第2項に規定する設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援の用に供するものでなければならない。ただし、第1項第1号に掲げる設備以外の設備は、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねるものとすることができる。
- 5 指定医療型障害児入所施設が前条第5項に規定する場合にあっては、指定障害福祉サービス事業等基準条例第46条に定める設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。
(準用)

第53条 第6条から第37条まで、第38条第2項、第39条から第43条まで、第44条第1項、第45条から第48条まで及び第50条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第6条第1項中「第33条」とあるのは「第53条において準用する第33条」と、第17条第3項中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費又は障害児入所医療費」と、第21条中「前条」とあるのは「第53条において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第53条において準用する次条」と、「第23条」とあるのは「第53条において準用する第23条」と、第28条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第31条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費又は障害児入所医療費」と、第38条第2項中「あらかじめ」とあるのは「主として自閉症児を受け入れるものを除き、あらかじめ」と、第39条中「、前条第1項の医療機関その他」とあるのは「その他」と、第50条第2項第2号中「第15条第1項」とあるのは「第53条において準用する第15条第1項」と、同項第3号中「第31条」とあるのは「第53条において準用する第31条」と、同項第4号中「第40条第2項」とあるのは「第53条において準用する第40条第2項」と、同項第5号中「第46条第2項」とあるのは「第53条において準用する第46条第2項」と、同項第6号中「第48条第2項」とあるのは「第53条において準用する第48条第2項」と読み替えるものとする。

第4章 雜則

(補則)

第54条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

障害者支援課

婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第68号

婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則 (第1条)

第2章 設備及び運営に関する基準 (第2条-第19条)

第3章 雜則 (第20条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定により、婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

第2章 設備及び運営に関する基準

(基本方針)

第2条 婦人保護施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援を含め適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 婦人保護施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、入所者一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 婦人保護施設は、入所者の人種、国籍、信条及び社会的身分によって差別の取扱いをしてはならない。

4 婦人保護施設の職員は、入所者の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

(最低基準の向上)

第3条 婦人保護施設は、この条例に定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第4条 婦人保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 婦人保護施設の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第5条 婦人保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるようにするための必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第6条 婦人保護施設は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 婦人保護施設は、前項の必要な措置を講ずるに当たっては、苦情の公平な解決を図るため、当該婦人保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 婦人保護施設は、その行った処遇に関し、婦人相談所から指導

又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 婦人保護施設は、社会福祉法第85条第1項の規定により同法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第7条 婦人保護施設は、入所者に対する指導又は援助その他の業務により事故が発生した場合は、県、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 婦人保護施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 婦人保護施設は、入所者に対して行った指導又は援助その他の業務により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(帳簿)

第8条 婦人保護施設は、その設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならぬ。

(職員)

第9条 婦人保護施設には、次に掲げる職員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

(1) 施設長

(2) 入所者を指導する職員

(3) 調理員

(4) その他婦人保護施設の業務を行うために必要な職員

2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

3 婦人保護施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(施設長の資格要件)

第10条 施設長は、施設を運営する能力及び熱意を有する者であつて、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 30歳以上の者であつて、社会福祉法第19条第1項各号に掲げる者又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に3年以上従事したことのあること。

(2) 罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から10年(罰金の刑に処せられた場合にあっては、5年)を経過しない者でないこと。

(3) 心身ともに健全な者であること。

(設備)

第11条 婦人保護施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす婦人保護施設の建物であつて、知事が、火災予防、消防活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、この限りでない。

2 婦人保護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 事務室

(2) 相談室

(3) 宿直室

(4) 居室

(5) 集会室兼談話室

(6) 静養室

(7) 医務室

(8) 作業室

(9) 食堂

(10) 調理室

(11) 洗面所

(12) 浴室

(13) 便所

(14) 洗濯室

(15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

3 前項各号に掲げる設備その他の設備の基準は、規則で定める。

(居室の定員)

第12条 一の居室の定員は、原則として4人以下とする。

(自立の支援等)

第13条 婦人保護施設は、入所者の自立を支援するため、その者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。

2 前項の指導及び援助は、入所者の私生活を尊重して行わなければならない。

3 婦人保護施設は、入所者の起床、就寝、食事及び入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければならない。

4 婦人保護施設は、入所者の自立を促進するため、入所者ごとに自立促進計画を作成しなければならない。

(給食)

第14条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 入所者の給食の内容は、県産の農畜産物等を使用したものとするよう努めなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 婦人保護施設は、献立の栄養について保健所等の指導を受けなければならない。ただし、当該婦人保護施設に栄養士を置く場合にあっては、この限りでない。

(保健衛生)

第15条 婦人保護施設は、入所者に対し、毎年2回以上健康診断を行わなければならない。

2 婦人保護施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

3 婦人保護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

4 婦人保護施設は、当該婦人保護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第16条 婦人保護施設は、当該婦人保護施設の設置者が入所者に係る規則で定める給付金の支給を受けたときは、規則で定めるところにより、当該支給を受けた金銭を管理しなければならない。

(秘密保持等)

第17条 婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知

り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 婦人保護施設は、その職員であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 婦人保護施設は、他の婦人保護事業関係機関等に対して、入所者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ、文書により当該入所者又はその家族等の同意を得ておかなければならぬ。

(業務の質の評価)

第18条 婦人保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者によるその評価を受け、その結果を公表するよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第19条 婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所（社会福祉法に定める福祉に関する事務所をいう。）、県警察、母子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

第3章 雜則

(補則)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

こども・家庭課

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第69号

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第20条）
- 第2章 助産施設（第21条－第25条）
- 第3章 乳児院（第26条－第34条）
- 第4章 母子生活支援施設（第35条－第43条）
- 第5章 保育所（第44条－第50条）
- 第6章 児童厚生施設（第51条－第55条）
- 第7章 児童養護施設（第56条－第66条）
- 第8章 福祉型障害児入所施設（第67条－第76条）
- 第9章 医療型障害児入所施設（第77条－第80条）
- 第10章 福祉型児童発達支援センター（第81条－第84条）
- 第11章 医療型児童発達支援センター（第85条－第88条）
- 第12章 情緒障害児短期治療施設（第89条－第93条）
- 第13章 児童自立支援施設（第94条－第102条）
- 第14章 児童家庭支援センター（第103条－第106条）
- 第15章 雜則（第107条）

附則

第1章 総則

(趣旨等)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

2 この条例に定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（第3条において「最低基準」という。）は、入所者が、明るくかつ衛生的な環境において、素養がありかつ適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

(最低基準の向上等)

第3条 知事は、最低基準を常に向上させよう努めるとともに、その監督に属する児童福祉施設に対し、長野県社会福祉審議会の意見を聴いた上で、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

3 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一般原則)

第4条 児童福祉施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、入所者一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

4 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所者の保健衛生及び危害防止について十分考慮されたものでなければならない。

5 児童福祉施設の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

(非常災害への対応)

第5条 児童福祉施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、毎月、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるようにするための必要な措置を講じなければならない。（職員の一般的要件）

第6条 入所者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意があり、並びにできる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第7条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員)

第8条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するとき

は、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を当該社会福祉施設の設備及び職員と兼ねさせることができる。ただし、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所者の平等取扱原則)

第9条 児童福祉施設は、国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、入所者の差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第10条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他その心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第11条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。）に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行うことにより懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し当該児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱めるなどその権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第12条 児童福祉施設は、入所者の使用する設備若しくは食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）は、入所者の希望等を勘案し、その清潔を維持することができるよう、適切にその者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

4 児童福祉施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第13条 児童福祉施設（助産施設を除く。）は、入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設（第8条本文の規定により当該児童福祉施設の設備を兼ねている他の社会福祉施設の設備において調理する場合における当該他の社会福祉施設を含む。）内で調理しなければならない。

2 入所者の食事は、その献立ができる限り変化に富み、及びその者の健全な発育に必要な栄養を含むものとともに、その者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 前項に定めるもののほか、入所者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならぬ。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(健康診断)

第14条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。次項において同じ。）の長は、入所者に対し、入所時の健康診断、1年に2回以上の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定による健康診断の方法に準じて行わなければならない。ただし、入所者に対し規則で定める健康診断が行われた場合には、規則で定めるところにより、

これらの健康診断の全部又は一部を行わないことができる。

2 入所者の健康診断をした医師は、その結果について必要な事項を母子健康手帳又は入所者の健康を記録する書面に記入するとともに、その者について、必要に応じ入所の措置、助産の実施、母子保護の実施又は保育の実施の解除又は停止等の必要な手続をとることを、その者に係る児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

3 児童福祉施設の長は、入所者の食事を調理する者について確実に健康診断を行うよう特に注意を払わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第15条 乳児院、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、これらの施設の設置者が入所者に係る規則で定める給付金の支給を受けたときは、規則で定めるところにより、当該支給を受けた金銭を管理しなければならない。

(規程)

第16条 児童福祉施設は、入所者の援助その他施設の管理についての重要事項について、規程を設けなければならない。

(帳簿)

第17条 児童福祉施設には、その職員、財産、収支及び入所者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、その職員であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 児童福祉施設は、他の児童福祉施設等に対して、入所者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ、文書により当該入所者又はその家族等の同意を得なければならない。

(苦情解決)

第19条 児童福祉施設は、その行った援助等に関する入所者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、前項の必要な措置を講ずるに当たっては、苦情を公正に解決するため、当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、その行った援助等に關し県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第85条第1項の規定により同法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第20条 児童福祉施設は、入所者に対し行った援助等により事故が発生した場合は、県、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 児童福祉施設は、入所者に対し行った援助等により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(種類)

第21条 助産施設は、第1種助産施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所であるものをいう。第24条において同じ。）及び第2種助産施設（同法第2条に規定する助産所であるものをいう。第23条及び第24条において同じ。）とする。

(入所させる妊産婦)

第22条 助産施設には、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させてなお余裕のある場合に限り、当該妊産婦以外の妊産婦を入所させることができる。

(第2種助産施設の職員)

第23条 第2種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、1人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

2 第2種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

(第2種助産施設と異常分べん)

第24条 第2種助産施設に入所した妊婦が産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第2種助産施設の長は、速やかにこれを第1種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

(業務の質の評価等)

第25条 助産施設は、自らその行う業務の質の評価を行うよう努めるとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。

2 助産施設は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、常にその業務の質の改善を図るよう努めなければならない。

第3章 乳児院

(設備)

第26条 乳児院には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 相談室

(2) 10人以上の乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を入所させる乳児院にあっては、次に掲げる設備

ア 寝室

イ 觀察室

ウ 診察室

エ 病室

オ ほふく室

カ 調理室

キ 浴室

ク 便所

(3) 10人未満の乳幼児を入所させる乳児院にあっては、乳幼児の養育のための専用室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

(職員)

第27条 乳児院には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する乳児院にあっては、調理員を置かないことができる。

(1) 看護師

(2) 家庭支援専門相談員

(3) 10人以上の乳幼児を入所させる乳児院にあっては、次に掲げる職員

ア 小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医

イ 個別対応職員（虐待を受けた入所者等に個別に対応する職

員をいう。以下同じ。）

ウ 栄養士

エ 調理員

(4) 10人未満の乳幼児を入所させる乳児院にあっては、次に掲げる職員

ア 嘴託医

イ 調理員又はこれに代わるべき者

(5) 心理療法を行う必要があると認められる10人以上の乳幼児（その保護者を含む。）がいる乳児院にあっては、心理療法担当職員

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4 第1項各号に掲げる職員の員数の基準は、規則で定める。

(長の資格要件等)

第28条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 小児保健に関して学識経験を有する医師

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 乳児院の職員として3年以上勤務した者

(4) 前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるもの

2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための規則で定める者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(養育)

第29条 乳児院における養育は、規則で定めるところにより、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。

2 乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(乳児の観察)

第30条 乳児院（10人未満の乳幼児を入所させるものを除く。）は、乳児が入所した日から医師又は嘱託医が適当と認める日までの間、これを觀察室に入室させ、その心身の状況を觀察しなければならない。

(自立支援計画)

第31条 乳児院の長は、第29条第1項に規定する目的を達成するため、入所中の乳幼児について、当該乳幼児及びその家庭の個々の状況等を勘案して、当該乳幼児が自立をできるよう支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第32条 乳児院は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者によるその評価を受けなければならない。

2 乳児院は、前項の評価の結果を公表するとともに、常にその業務の質の改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第33条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センターその他の関係機関と密接に連携して、乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(退院者への支援)

第34条 乳児院は、退院した乳幼児に関する相談その他適切な援助を行わなければならない。

第4章 母子生活支援施設

(設備)

第35条 母子生活支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 母子室
- (2) 集会、学習等を行う室
- (3) 相談室
- (4) 静養室
- (5) 乳幼児を入所させる母子生活支援施設にあっては、保育所に準ずる設備（付近の保育所又は児童厚生施設が利用できない場合その他必要がある場合に限る。）
- (6) 30人以上の乳幼児を入所させる母子生活支援施設にあっては、医務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

(職員)

第36条 母子生活支援施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

- (1) 母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）
- (2) 嘴託医
- (3) 少年を指導する職員
- (4) 調理員又はこれに代わるべき者
- (5) 心理療法を行う必要があると認められる10人以上の母子がいる母子生活支援施設にあっては、心理療法担当職員
- (6) 配偶者からの暴力を受けたことなどにより個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子がいる母子生活支援施設にあっては、個別対応職員
- (7) 乳幼児を入所させる母子生活支援施設にあっては、保育士（付近の保育所又は児童厚生施設が利用できない場合その他必要がある場合に限る。）

2 前項第5号の心理療法担当職員の資格については、第27条第3項の規定を準用する。

3 第1項各号に掲げる職員の員数の基準は、規則で定める。（長の資格要件等）

第37条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する医師
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるもの

2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための規則で定める者が行う研修を受けなければならない。ただ

し、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(母子支援員の資格要件)

第38条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) その他規則で定める者

(生活支援)

第39条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び就業の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行うなどの支援により、その自立を促進することを目的として行わなければならない。

2 母子生活支援施設における生活支援は、母子の私生活を尊重して行わなければならない。

(自立支援計画)

第40条 母子生活支援施設の長は、前条第1項に規定する目的を達成するため、入所中の母子について、その個々の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第41条 母子生活支援施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者によるその評価を受けなければならない。

2 母子生活支援施設は、前項の評価の結果を公表するとともに、常にその業務の質の改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第42条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所（社会福祉法に定める福祉に関する事務所をいう。第105条第2項において同じ。）、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、婦人相談所その他の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たなければならない。

(退所者への支援)

第43条 母子生活支援施設は、退所した母子に関する相談その他適切な援助を行わなければならない。

第5章 保育所

(設備)

第44条 保育所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所にあっては、次に掲げる設備
 - ア 乳児室又はほいく室
 - イ 医務室
- (2) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所にあっては、次に掲げる設備
 - ア 保育室又は遊戯室
 - イ 屋外遊戯場（付近に屋外遊戯場に代わるべき場所がある場合を除く。）
- (3) 調理室
- (4) 便所

2 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

(食事の提供に関する特例)

第45条 第13条第1項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満